

令和8年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託仕様書

1 目的

本県が世界に誇る茶・ワサビを核とし、各地域の特色ある食・食文化を組み合わせた魅力ある体験コンテンツの検証を通じて、本県の多彩で高品質な食材・食及び食文化の観光資源としての価値を高め、来訪者満足度の高いガストロノミーツーリズムを推進する。

2 委託業務の期間

委託契約締結後から令和9年3月19日（金）

3 委託業務概要

県内のガストロノミーツーリズムをテーマとしたインバウンド旅行商品の販路拡大及び販売体制の強化を図るため、県内 DMC と首都圏等でインバウンド旅行の手配を行う DMC 等のうち本事業に参加する DMC 等（以下、「首都圏 DMC 等」という）とのマッチングを実施し、県内 DMC の育成及び県内 DMC が取り扱う旅行商品の継続的な販売・送客拡大につなげる。

具体的には、首都圏 DMC 等の参加を得て商談会を開催するとともに、商談の実効性を高めるため、県内 DMC が取り扱う旅行商品の内容や受入体制等を確認する現地検証を企画・運営する。

4 本業務で扱う旅行商品のターゲット層

長期滞在・高消費傾向が強く、食と文化体験を重視する欧米豪等を中心としたインバウンド旅行者

5 事業内容

- ・受託者は、県内 DMC が取り扱う旅行商品の販路拡大及び継続的な取引関係の構築を目的として、首都圏 DMC 等との商談会を開催するとともに、商談の実効性を高めるため、県内 DMC が取り扱う旅行商品の内容、提供体制及び受入体制等に係る現地検証を企画・運営すること。
- ・受託者は、商談会及び現地検証の実施に当たり、県内 DMC 及び首都圏 DMC 等との連絡調整、日程調整その他必要な運営業務を行うこと。
- ・県内 DMC の継続的な商談及び送客につながるよう、商談後のフォローアップ、情報提供その他必要な支援を行うこと。

(1) 県内 DMC の募集・選定

- ・受託者は、首都圏等のインバウンド向け体験商品を取り扱う首都圏 DMC 等への販路拡大を希望する県内 DMC を募集し、5 社以上を選定すること。

- ・選定する県内 DMC 等については以下の条件を満たすこと。

ア 静岡県ならではの茶又はワサビを含む食・食文化の体験商品を造成し、販売している又は販売予定であること。

イ 地域の生産者や飲食店等その他体験提供者と十分な連携体制を構築していること。

ウ インバウンド旅行者を継続的に受け入れ、商品を継続的に販売・提供できる体制を有すること。

エ インバウンド旅行者の受入実績を有する又は十分な受入体制が整備されていること。

※募集の要件については、契約後県と協議の上決定する。

(2) 首都圏 DMC 等の選定

- ・商談会、現地検証に参加する首都圏 DMC 等を(3)、(4)のとおり選定すること。

- ・選定に当たっては、県内 DMC と事前調整を行い、県内 DMC のニーズを十分把握した上で、それに適した首都圏 DMC 等を選定すること。

ア 選定する首都圏 DMC 等については以下の条件を満たすこと。

- ・欧米豪市場を中心としたインバウンド旅行商品の販売又は取扱実績を有すること。

- ・国内にインバウンド受け入れに係る拠点（本社・支店・営業所・案内所等）を有すること。

- ・ターゲット層の好む、「本物志向」「価値ある体験」等に関する旅行商品の販売または取扱い実績を有すること。

- ・静岡県内における観光資源への理解を深め、今後、県内 DMC との継続的な取引及び送客拡大に意欲を有すること。

(3) 商談会の開催

ア 概要

(ア) 首都圏 DMC 等の数

首都圏 DMC 等を 5 社以上

(イ) 開催回数

1 回以上

(ウ) 開催場所

県内または首都圏会場

(エ) 開催方法

- ・原則対面での商談会を開催すること
- ・その場合、県と協議の上、決定すること。

(オ) 内容

- ・商談時間は一商談あたり 30 分程度とすること。
- ・首都圏 DMC 等に対し、県内 DMC が取り扱う旅行商品の魅力や受入体制等が十分に伝わる提案内容となり、成約率を向上させるための工夫を行うこと。

例 現地検証と合わせた開催 等

- ・商談会の進行、タイムキーパーを行い、トラブル等が起きた際は速やかに対処すること。

イ 連絡調整等

(ア) 事前マッチング

- ・商談会前に県内 DMC と首都圏 DMC 等の情報を収集・整理し、事前マッチングを行うこと。
- ・商談会前に首都圏 DMC 等が必要とする資料等を取りまとめ、県に了解を得たうえで送付すること。
- ・参加者全員が商談できるように首都圏 DMC 等及び県内 DMC との連絡調整、問合せへの対応、当日のアテンド等必要な業務を行うこと。

(イ) フォローアップ

- ・個別商談会后、県内 DMC と首都圏 DMC 等との商談内容を確認し、必要なフォローアップを実施すること。
- ・フォローアップの内容は随時県に報告すること。

(4) 現地検証の開催

ア 概要

商談の実効性を高めるため、首都圏 DMC 等が県内 DMC の旅行商品、受入体制及び観光コンテンツへの理解を深められるよう、現地検証を企画・運営すること。

(ア) 日程・回数

1泊2日程度の検証を県の東中西部地域で各1回以上行うこと

(イ) 首都圏 DMC 等の数

各検証ごとに首都圏 DMC 等を3社以上

(イ) 実施時期

検証する商品の提供時期や混雑時期等を考慮し、県と協議の上で実施すること。

(エ) 内容

- ・受託者は県内 DMC と連携し、検証先のコンテンツに静岡県を訪れる目的となる静岡ならではの食・食文化体験を含む観光コンテンツの現地検証の行程を企画・作成すること。
- ・県内 DMC と連携の上、現地検証の企画・運営、県内 DMC 及び首都圏 DMC 等との連絡調整、行程管理その他現地検証の実施に必要な業務を行うこと。
- ・検証の最後に首都圏 DMC 等と県内 DMC との意見交換の時間を設けること。

(オ) 検証先

- ・各検証先は県内 DMC と相談の上、対象市場やターゲットに訴求力のある、茶又はワサビを含むガストロノミーツーリズムコンテンツを4か所以上を選定すること。
- ・県の確認を経た後に施設等への調整を行うこと。
- ・首都圏 DMC 等のこれまでの取扱実績や検証状況を踏まえ、首都圏 DMC 等が未検証又は取扱実績が少ない施設・コンテンツを優先的に選定するよう配慮すること。

(カ) 通訳案内士

首都圏 DMC 等に通訳が必要な場合は、県内 DMC と連携し、通訳案内士を手配すること。

(キ) 保険

- ・現地検証の実施にあたり、必要な保険に加入するなど、安全管理に必要な措置を講じること。

イ 事前マッチング

- ・現地検証前に県内 DMC と首都圏 DMC 等の情報を収集・整理し、事前マッチングを行うこと。
- ・現地検証前に首都圏 DMC 等が必要とする資料等を取りまとめ、県に了解を得たうえで送付すること。
- ・首都圏 DMC 等及び県内 DMC との連絡調整、問合せへの対応、当日のアテンド等必要な業務を行うこと。

(5) アンケートの実施

以下に記載のとおり、首都圏 DMC 等に対してアンケートを実施し、回答を回収、集計・分析して、静岡県に提出すること。

ア 商談会

(ア) 実施時期

終了時

(イ) 内容

県内 DMC が取り扱う旅行商品の改善、販売及び送客拡大に向けたコメント等県及び県内 DMC が今後の PR や販売促進に活かすことができる質問項目や回答・評価方法とすること。

(ウ) 提出期限

実施後 2 週間後（目途）

イ 現地検証

(ア) 実施時期

終了時

(イ) 内容

- ・現地検証全体の行程及び行程の評価、各検証先のコンテンツや受入体制、旅行商品の改善及び販売促進に向けたコメント等
- ・検証先、県及び県内 DMC が今後の PR や販売促進を活かすことができる質問項目や回答・評価方法とすること。

(ウ) 提出期限

実施後 2 週間後（目途）

ウ 県内 DMC へのフォローアップ

(ア) 実施時期

令和 9 年 2 月頃

(イ) 内容

- ・旅行商品の販売状況、取扱状況及び送客状況
- ・検討・準備中の場合はその状況（課題、見込）、問合せ、販売状況（販売実績・予約件数）をできるかぎり聴取すること。

(ウ) 提出期限

令和 9 年 3 月上旬（目途）

(6) 効果測定

- ・本業務は、県内 DMC の販路拡大につながる成果を重視するものとする。
- ・このため、KPI（重要業績評価指標）を設定し、商談実施状況、商談継続状況、参加者アンケート等により事業効果を定量的に把握できるものを提案すること。
- ・事業実施後、首都圏 DMC 等及び県内 DMC からの意見・評価、事業者の継続意向、課題等を整理し、次年度以降の展開に向けた改善提案を行うこと。

(7) 成果報告

- ・受託者は、首都圏 DMC 等の情報、商談会及び現地検証の実施内容、実施の分かる写真、実施したアンケート結果、商談成果等を取りまとめて報告すること。
- ・以下内容の成果発表会を開催すること。
 - ア 回 数 1 回程度
 - イ 場 所 県内の会場
 - ウ 発表者 本事業に参加した県内 DMC 等
 - エ 内 容 本事業の取組状況・成果、その他市町村等

6 その他の留意事項

- ア 地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。
- イ 業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。
- ウ 業務の内容に記載がない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。